二十七	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある中小企業者のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うものに対して、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、当該企業の財務体質を強化するとともに、金融検査上自己資本と見なし得る資本性資金を供給することを通じて、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
二十八	シンジケートローンでの調達が見込まれる者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	地域経済の維持・促進に資する事業を行うものに対してシンジケートローンを用いて資金を供給することを通じて、民間金融機関からの大規模な資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
二十九	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。

○農林水産省告示第五百九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第五十一項第四号の規定に基づき、平成二十五年四月一日農林水産省告示第八百三号（租税特別措置法施行令第四十条の六第五十一項第四号の規定に基づく農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるもの）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの	二　次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの
㈠～㈢　（略）	㈠～㈢　（略）
㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院への入所	㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設への入所
㈤　（略）	㈤　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「租特法」という。）第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者がこの告示の施行の日前に同条第二十二項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の日前に租特法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人がこの告示の施行の日前に同条第二十八項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づき、平成二十九年三月三十一日農林水産省告示第五百十一号（租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる事由により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定したもの	二　次に掲げる事由により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定したもの
㈠～㈢　（略）	㈠～㈢　（略）
㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院への入所	㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設への入所
㈤　（略）	㈤　（略）

附　則

1　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の六の六第一項の規定の適用を受けている同条第二項第四号に規定する林業経営相続人がこの告示の施行の日前に同条第六項に規定する経営委託をした場合については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する教育機関	二　森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する教育機関
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）